

かんない総合法律事務所 料金案内（離婚事件）

特に表記がない場合は消費税込みの価格を記載しております。

以下の記載は目安となりますので、まずはご相談ください。

離婚事件

着手時に着手金を、事件終了時に得られた経済的利益に対する報酬金を申し受けます。

着手金 33万円～55万円（税込み）

成功報酬 同額程度

※養育費、慰謝料、財産分与等の請求が認められた場合には 上記金額に経済的利益に対する成功報酬金を加算します。その場合の加算金額は、以下の一般民事事件の基準に準じます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	経済的利益の8%+消費税 (ただし最低11万円～)	経済的利益の16%+消費税

<p>300万円～ 3000万円</p>	<p>(経済的利益の5%+9万円) +消費税</p>	<p>(経済的利益の10%+18万円) +消費税</p>
<p>3000万円～ 3億円</p>	<p>(経済的利益の3%+69万円) +消費税</p>	<p>(経済的利益の6%+138万円) +消費税</p>
<p>3億円～</p>	<p>(経済的利益の2%+369万円) +消費税</p>	<p>(経済的利益の4%+738万円) +消費税</p>